

熊本市土壤汚染対策法に基づく許可手数料条例の一部改正について

熊本市土壤汚染対策法に基づく許可手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市土壤汚染対策法に基づく許可手数料条例の一部を改正する条例

熊本市土壤汚染対策法に基づく許可手数料条例（平成21年条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市土壤汚染対策法に基づく許可等手数料条例

別表に次のように加える。

4	法第27条の2第1項の規定に基づく譲渡及び譲受による汚染土壌処理業の承継の承認の申請に対する審査	70,000円
5	法第27条の3第1項の規定に基づく法人の合併又は分割による汚染土壌処理業の承継の承認の申請に対する審査	70,000円
6	法第27条の4第1項の規定に基づく相続による汚染土壌処理業の承継の承認の申請に対する審査	70,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(提出理由)

土壤汚染対策法の一部を改正する法律(平成29年法律第33号)の施行に伴い、汚染土壌処理業の承継の承認に係る手数料を新設する等のため、この条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。